

## 周南市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、周南市上下水道局が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「特定建設工事共同企業体」（以下「特定共同企業体」という。）とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等、工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成される共同企業体をいう。

### (対象工事)

第3条 特定共同企業体の対象工事は、次の各号に掲げるものとする。ただし、対象工事として掲げられている工事であっても、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 請負対象設計金額が2億円以上の土木工事
- (2) 請負対象設計金額が3億円以上の建築工事
- (3) 前2号に掲げる工事以外の建設工事であって、請負対象設計金額が1億5千万円以上のもの

### (構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、3社までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (構成員の資格)

第5条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも5年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり当該工事と同種の工事を施工した実績があるこ

と。

- (3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(構成員の組合せ)

第6条 特定共同企業体の構成員の組合せは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内建設業者のみで施工可能な工事の場合は、市内建設業者同士の組合せとする。
- (2) 市内建設業者のみでは対応できない工事の場合は、市内建設業者と市外建設業者の組合せとする。
- (3) 市外建設業者でしか対応できない工事の場合は、市外建設業者同士の組合せとする。

2 前項第1号及び第2号において、市内建設業者の数が不足する場合は、市外建設業者で代替することができるものとする。

(結成方法等)

第7条 特定共同企業体の結成は、自主結成とする。

- 2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員になることはできない。
- 3 特定共同企業体を結成したときは、特定建設工事共同企業体協定書（別記第1号様式）を作成するものとし、その日付をもって、当該共同企業体は成立したものとする。
- 4 特定共同企業体が当該建設工事の請負契約の相手方となったときの残存期間は、契約履行後3箇月を経過した日までとする。  
ただし、結成された特定共同企業体のうち、当該建設工事の請負契約の相手方とならなかったものは、当該工事に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(出資比率)

第8条 出資比率は、特定共同企業体のすべての構成員が均等割の10分の6以上であるものとする。

- 2 出資比率の指示は、当該工事の公告の中で最低出資比率について行う。

(代表者)

第9条 特定共同企業体の代表者は、構成員中施工能力が最も大きいものとする。

- 2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(結成後の協定内容の変更)

第10条 特定共同企業体結成後、協定内容に変更があった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 事務所の所在地、取引金融機関等、工事の施工上影響のない事項については、変更届を提出させる。
- (2) 構成員の出資比率、代表者等、工事の施工上影響のある事項については、承認事項とするが、原則として認めない。

(指名停止等)

第11条 特定共同企業体に対する指名停止等については、周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要領により難しい場合には、周南市上下水道局契約等審査会に諮り、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。